

議案第 8 4 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">証明等関係手数料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>資産に関する証明書のうち土地及び家屋に係る評価証明書、公課証明書又は資産証明書の交付にあつては、土地の筆数及び家屋の棟数の合計が5までをもって1件とし、これを超える場合は1筆又は1棟増すごとに50円を加える。</u></p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>1 建築基準法関係手数料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	[略]	[略]	[略]	<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">証明等関係手数料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 資産に関する証明書の交付にあつては、<u>土地5筆まで又は家屋5棟までをそれぞれ1件とし、これを超える場合は1筆又は1棟増すごとに50円を加える。</u></p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>1 建築基準法関係手数料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	[略]	[略]	[略]
[略]															
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額													
[略]	[略]	[略]													
[略]															
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額													
[略]	[略]	[略]													

<p>16 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）<u>第137条の12第11項</u>の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>	<p>16 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）<u>第137条の12第6項</u>の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>17 <u>令第137条の12第12項</u>の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>	<p>17 <u>令第137条の12第7項</u>の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>2の1～4</p>	<p>[略]</p>		<p>2の1～4</p>	<p>[略]</p>	

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。